

公益財団法人石川県産業創出支援機構ホームページバナー広告掲載要項

(趣旨)

第1条 この要項は、公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下「機構」という。）が管理するホームページのトップページに掲載するホームページバナー広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において広告とは、機構が管理するホームページ上に画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、次のとおりとする。

- ア. 広告の位置 機構ホームページのトップページであり、かつ、機構が指定する位置とする。
- イ. 広告の枠数 4枠

(広告規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- 大きさ：縦60ピクセル 横220ピクセル
- 形式：GIF、JPEG（アニメーションGIFも可）、PNG
- ファイルサイズ：10KB未満
- 画像コメント（ALTタグ文字数）：全角30文字以内

(広告の募集対象)

第5条 広告の募集対象は、概ね3年以内に、以下の認定等を受けた企業とする。

- ア. 石川ブランド認定製品開発企業
- イ. スタートアップビジネスプランコンテストいしかわ発表者
- ウ. 石川県経営革新計画承認企業
- エ. ニッチトップ等育成事業認定企業
- オ. 成長戦略ファンド採択企業
(旧：いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド、いしかわ次世代産業創造ファンド)
- カ. 地域経済牽引事業計画承認企業
- キ. その他 石川県又は機構の産業振興に資する事業の認定等を受けた者

(広告の範囲)

第6条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- ア. 政治性又は宗教性のあるもの
- イ. 社会問題についての主義・主張
- ウ. 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- エ. 公序良俗に反する恐れのあるもの
- オ. 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- カ. 風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- キ. 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ク. 法令、規則等に反するもの

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、3か月を単位とし、1年を越えないものとする。但し、広告の枠数に空きがある場合には、期間を延長することができる。

- (2) 原則として、広告の掲載を開始する日は、当該広告の掲載を開始する月の初日とし、掲載を終了する日は、当該広告の掲載を終了する月の最終日とする。

(広告掲載の応募方法)

第8条 広告は、原則としてホームページにより随時公募するものとする。但し、掲載開始は、以下の事項の何れかの場合とする。

- ア. 広告の枠数を新たに設定したとき。
- イ. 広告の枠数に空きが生じたとき。

(広告掲載の申し込み)

第9条 広告の掲載を希望する者は、「公益財団法人石川県産業創出支援機構ホームページバナー広告掲載申込書」(様式第1号)により、原則として広告掲載希望日の概ね1か月前までに機構に申し込むものとする。また、広告掲載期間の延長を希望する者は、「公益財団法人石川県産業創出支援機構ホームページバナー広告掲載変更申込書」(様式第2号)により、原則として終了日の1か月前までに機構に申し込むものとする。但し、広告の枠数に空きが無い場合は、広告主は掲載を待機することとする。

(広告掲載の決定)

第10条 機構は、広告掲載の申し込みがあった場合は、掲載が適当と認められるものに対し、次の各号に適合するものを優先して広告主を決定する。

- ア. 広告の掲載回数の少ないもの
- イ. 直近に広告を掲載していないもの

- (2) 前項に掲げる事項について、優先順位を決定することができない場合は、先着順で決定する。
- (3) 機構は、広告掲載の可否を決定したときは、申し込みを受けた日から15営業日以内に広告掲載の可否について当該申込者に通知する。
- (4) 機構は、第3条、及び第4条の規定に関わらず、広告の枠数・規格を変更することができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第 1 1 条 広告主は、広告掲載の通知を受けたときは機構の指定する日までに、原稿を機構の指定する場所に電子データで提出するものとする。

(2) 広告原稿は、広告主の責任負担で作成するものとする。

(3) 機構は、提出された広告原稿の内容がこの要項に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料及び納入方法)

第 1 2 条 広告の掲載料は、1 枠につき 1 か月当たり 5, 2 3 6 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(2) 広告主は、広告掲載料を機構が指定する日までに、機構が発行する請求書に基づき、口座振替により一括して前納するものとする。この場合、納入に必要な手数料の経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第 1 3 条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

ア. 定められた日までに広告原稿が提出されないとき。

イ. 定められた日までに広告掲載料が納付入されないとき。

ウ. 広告（リンク先のホームページを含む。）が第 6 条（広告の範囲）に反すると認めるとき。

(2) 機構は、広告掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(3) 機構は、広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納入されているときは、納入済みの広告掲載料を広告主に返還しない。但し、広告掲載の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還するが、返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告掲載の中止)

第 1 4 条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

(2) 広告主は、広告掲載を中止するときは、「公益財団法人石川県産業創出支援機構ホームページ バナー広告掲載変更申込書」（様式第 2 号）により機構に申し出なければならない。

(3) 機構は、前項の規定により申し出を受けた場合で、既に広告掲載料が納入されているときは、納入済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

(4) 広告掲載の中止を受け付けた枠について、機構が新たに広告を募集することができるものとする。

(広告掲載料の返還)

第 1 5 条 機構は、広告主の責に帰さない事由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、広告掲載料について、日割り計算により算出した金

額を広告主に返還する。但し、当該広告を掲載しなかった期間が1か月中で1日未満の場合は返還しないものとする。

(2) 次に掲げる理由により、機構が運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。

ア. 機器等の保守又は工事を行う場合

イ. 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(3) 返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告の変更)

第16条 広告主は、広告を変更しようとする場合は、変更を希望する日から起算して5営業日前までに、「公益財団法人石川県産業創出支援機構ホームページバナー広告掲載変更申込書」(様式第2号)及び広告原稿を提出するものとする。

(リンク先の変更)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更を希望する日から起算して5営業日前までに、「公益財団法人石川県産業創出支援機構ホームページバナー広告掲載変更申込書」(様式第2号)を提出するものとする。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不当な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

(2) 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(損害賠償)

第19条 機構は、広告主の責に帰すべき事由により損害を被った場合には、広告主に対し損害賠償を請求することができるものとする。

(協議)

第20条 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、機構と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第21条 この要項に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は別途定める。

附 則

この要項は、平成21年 7月 1日から施行する。

この要項は、平成29年 2月20日から施行する。

この要綱は、令和元年 10月 1日から施行する。

この要綱は、令和6年 10月31日から施行する。